

一般社団法人兵庫県水泳連盟公式ホームページバナー広告表現ガイドライン

(目的)

第1条 一般社団法人兵庫県水泳連盟公式ホームページ（以下「連盟ホームページ」という。）に事業者等のバナー広告を掲載するにあたっては、その広告表現について、一般社団法人兵庫県水泳連盟広告掲載規約、ホームページデザイン及びユーザビリティを保持するため、以下の各条の事項に留意しなければならない。

(広告の規格)

第2条 広告の規格は、次の各号のとおりとする。

(1) サイズ

横幅

200px まで

200px（ぴったりで収まりが美しい）

(2) 縦幅

30px から 200px

(参考)

「スイムレコードどっどこむ」 220px × 120px

「アンチ・ドーピング情報」 220px × 34px

(3) ファイル形式

jpeg、png、gif

(禁止画像)

第3条 次の各号の画像を含むバナー広告は禁止する。

(1) 著作権を侵害するもの

(2) 肖像権を侵害するもの

(3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(4) その連盟ホームページに掲載する画像として適当でないと市が認めるもの

(禁止表現)

第4条 次の各号の表現を含んだバナー広告は、利用者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

(1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン

(2) アラートマーク（警告表示）

(3) ラジオボタン（選択肢の表示）

(4) テキストボックス（入力できるように見えるもの）

(5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）

(ALT 属性)

第5条 バナー広告の画像には、内容を的確に示すため、ALT 属性を付けるものとする。

(市ホームページとの区別)

(色調)

第6条 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

(解像度)

第7条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるように なければならない。

(修正)

第8条 連盟は連盟ホームページ全体のアクセシビリティを確保するため、前各条の規定 に基づき提出されたバナー広告の画像の修正を求める場合がある。その際は、事業者の責任において修正すること。

(施行期日)

付則

本ガイドラインは令和5年4月3日から施行する